

○財務省告示第四十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年一月十六日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回り競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法

七 イ 払 込				ロ				六 イ 発				ロ				イ														
行	争	利	入	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	利	入	行	争	非	者	特	国	行	争	利	入	
	札	回	札	札	札	札	第	第	債		札	札	第	第	債		札	回	札	行	札	札	第	第	債		札	回	札	
発	競	額	発	競	額	発	II	加	場		発	競	額	II	加	場	発	競	額	行	発	競	額	II	加	場	発	競	額	
四	千	八	百	五	十	八	億	千	百	四	万	円																		

各申込みのうちの応募利回りの低  
 いものからその応募額を順次割  
 り当てる。特別参加者ごとの応  
 募限度額の範囲内において各申  
 込みに応募額を割り当てる。

額面金額で四千九百九十六億  
 円、財政法第四十一条第一項の規  
 定に基づき発行した付国債に  
 ついては、額面金額で二千二百  
 八十三万六千八百八十円  
 特別会計に関する法律第四十七  
 条第一項の規定に基づき発行し  
 た付国債に  
 た付国債に  
 で七億二千五百五十万五千七百

口	八	九	十	十	十	十	十	十	
国債市場	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日	利率	経過利率	初期利率	第二期以後	
七百四億九千九百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年一月十六日	十四銭	年〇・九パーセント	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式による算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとす。	$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{118}{365}$	<p>平成三十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。</p> $\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$	毎年三月二十日及び九月二十日

二十  
十九  
十八  
十七  
十六

後  
の  
利  
子  
償  
還  
期  
限  
償  
還  
金  
額  
元  
利  
金  
支  
払  
場  
所  
入  
札  
参  
加  
者  
払  
込  
期  
日

を  
支  
払  
期  
とし  
、  
各  
支  
払  
期  
にお  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う  
。  
平  
成  
六  
十  
九  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円  
日  
本  
銀  
行  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
平  
成  
三  
十  
年  
一  
月  
十  
六  
日